

# 本文章已註冊DOI數位物件識別碼

- ▶ 明治自由民権運動と近代中国の知識人たち—熊范輿の「日本国民之国会運動」を中心に

doi:10.29714/TKJJ.199803.0004

淡江日本論叢, (7), 1998

作者/Author：馬耀輝

頁數/Page：83-93

出版日期/Publication Date：1998/03

引用本篇文獻時，請提供DOI資訊，並透過DOI永久網址取得最正確的書目資訊。

To cite this Article, please include the DOI name in your reference data.

請使用本篇文獻DOI永久網址進行連結:

To link to this Article:

<http://dx.doi.org/10.29714/TKJJ.199803.0004>



*DOI Enhanced*

DOI是數位物件識別碼（Digital Object Identifier, DOI）的簡稱，是這篇文章在網路上的唯一識別碼，用於永久連結及引用該篇文章。

若想得知更多DOI使用資訊，

請參考 <http://doi.airiti.com>

For more information,

Please see: <http://doi.airiti.com>

請往下捲動至下一頁，開始閱讀本篇文獻

PLEASE SCROLL DOWN FOR ARTICLE



# 明治自由民権運動と近代中国の知識人たち

—熊范輿の「日本国民之国会運動」を中心に

淡江大学講師

馬耀輝

## はじめに

周知のように、十九世紀七十年代の半ばから八十年代後半にかけて、日本の自由民権運動期の明治十年代前半に、国会開設請願運動があった。そして、明治十四年（一八八一年）十月の国会開設詔勅発布から計算すれば、二十六年後の一九〇七年の中国でも国会開設請願運動が発生し、一九一一年の年頭まで繰り返して七回実行された。この二つの請願運動に関する個別的な研究がなされているものの、両運動の関連性についての研究は管見の限り、未だに見当たらない。そこで、両運動の思想的関連性または運動展開の方法論的関連性を明らかにすべく、拙論では、清末の駐日使節や留学生、遊歴者がいかに明治日本の自由民権運動を認識し、その認識がどのように一九〇七年以降の国会開設請願運動に生かされたのかというところに焦点を当て、熊范輿という留学生が発表した「日本国民之国会運動」を取り上げて彼の明治国会開設請願運動論を検討することとする。

## 一、熊范輿という人と請願運動

張玉法の『清季の立憲団体』によれば、熊范輿は貴州の苗族出身、候補知県の身分で日本の早稲田大学を修業したとしているが、<sup>(1)</sup> 一九〇六年法政大学法政速成科の第二班卒業名簿に彼の名前があることから、先に法政大学で学んでいたことがわかる。<sup>(2)</sup> 侯宜杰の『二十世紀初中国政治改革風潮』では、彼は一九〇七年六月、楊度が創立・組織した政治団体—憲政講習会の会長を務め、楊度が帰国した後、改名後の憲政公会の実質上の主宰となり、会務を支えていたが、一九〇八年五月、河南巡撫林紹年に法政学堂総教習として招聘されて帰国したとされている。<sup>(3)</sup>

『最新支那官紳録』には、彼のことが次のように書かれている。「字、鉄崖。貴州黄陽人。前清中、進士出身にして後日本早稲田大学を卒業し、並びに邦語に通ぜり。天津県知県、雲南知府となり、民国成立後、貴州都督府総務庁長たりしが、中国銀行貴州分行主任

たり」。(4)

その彼の名前が初めて国会開設請願運動に現われたのは、筆者の調べたところ、一九〇七年九月二十五日（光緒三十三年八月十八日）、他の留学生などと百名以上の連名で清朝政府に対して「民選議院請願書」を提出した時であった。この「我が国初」(5) とされる国会開設請願は何を契機として行われたかについて、関連資料の不足で未だに不明な点があるが、少なくとも、次のようなことが推測される。

まず、清朝政府は一九〇一年から「新政」を始めていた。そして日露戦争における日本の勝利をきっかけに立憲改革を求める世論が高まり、清朝政府は、五大臣を海外政治視察に派遣し、五大臣の帰朝後の報告を受けて、一九〇六年九月一日に予備立憲の上諭を発し、立憲制度の導入を決意した。清朝政府はその上諭の中で、「庶政公諸輿論」、即ち庶政はこれを輿論に公にすると述べ、国事を決定するに当たって公議・輿論を尊重する姿勢を打ち出した。翌年、請願書提出前の七月八日、主な中央・地方官僚に対して、予備立憲の実施方法・手順について開陳せよという上諭が下された。それによれば、立憲の道は上下同心、内外一氣、私を捨てて公に立ち、共に治めることを図るところにあるため、今後は予備立憲の方法及び施行順序につき、広く意見を徴して参考とし、元来直接上奏が許されている各官員の外、在京の者は都察院経由で呈上し、地方に在る者は各地方長官に提出し、地方長官が慎重な審査選別の上、「切实正大」—実情に適した、優れた内容をもつ意見を代理上奏すべしというものであった。(6) つまり、上諭の最後の部分には、立憲について、官民共に責任があり、等しく講ずべしという言葉が記されていたが、このことは上奏権のある高官に限らず、中下級官僚ないし平民の意見も採用される可能性があることを示すものであった。このように、清朝政府は官制の改定や法律の制定、教育の振興、財政の整理など、漸進的に予備立憲の基礎的手順を進めて行きながら、官民の意見や建言を求める意思を表明したわけである。請願書はこうした中で、列強の機会均等政策と国内の革命・排満風潮という内憂外患の現状から中国を救う方策として民選議院の即時開設を要求し、採択を請ったものと考えられる。(7)

次に、国会開設の必要性についての理解がすでに留学生の間にあったと考えられる。実際、一九〇七年一月から、留学生会館総幹事であった楊度が創刊した『中国新報』には、彼を始めとする留日学生や後の憲政講習会のメンバーらが、国会開設の必要性を宣伝し、世論喚起の役割を果たしていた。会長の熊範輿も「新官制評論」（『中国新報』第一号）と「立憲国民之精神」（『中国新報』第四号）、「無国会之害」（『中国新報』第四号）、

「国会與地方自治」（『中国新報』第五号）、「再論国会與地方自治」（『中国新報』第六号）、「日本国民之国会運動」（『中国新報』第六号）を発表した。また、一九〇八年三月下旬、河南省首府の開封で開かれたある教育関係の会議に、彼が来賓として出席し、各府州県代表の前に国会の早期開設を演説したという新聞記事がある。<sup>(8)</sup>

このように、熊范輿は一九〇七年から国会開設要求の世論を喚起する一端を担う存在となったが、人民が国家または地方公共団体に対して、意見・要望を具申することは「請願」であるというような理解からすると、清末中国の場合は、熊范輿らの請願書提出前に、国会開設を主な意見・要望として具申し、「請願」するという動きがなかった。最初の「民選議院請願書」を提出した請願者たちが、清朝政府に国会開設への理解を促進し、国会開設の早期実現を求める方法として、一般の上書という手段ではなく、「請願」という方法を採用したのは、一体どこからその方法論的に参考とすべき点を得たのか。この疑問を解くには、また両運動の関連性を知るには、熊范輿が『中国新報』第六号（一九〇七年七月十八日・光緒三十三年六月九日刊行）に発表した「日本国民之国会運動」という論説は、何か示唆的なものがあるのではないかと見て、重視すべきであろう。

## 二、「日本国民之国会運動」の内容

「日本国民之国会運動」は、明治自由民権期の国会開設請願運動について紹介したものである。しかし、単なる紹介ではない。熊范輿は運動の史的展開を四つの時期に分け、各時期ごとに中国での運動の展開において参考とすべき点を、指摘しようとした。ここでは、彼が各時期からどのような参考点を見出したのか、また、それらを踏まえた上で、中国の現状に沿ってどのように生かしてゆくべきだと考えていたのかを見ることとする。

論説はまず、日本がなぜ今日の強者になったのか、という問題から始まる。その強さは「維新」によるという人もいるが、我が国のように、十数年来「維新」が叫ばれなかったことがないにも拘らず、国勢は反って日々弱くなったことからわかるように、「維新」と「強さ」とは直接には関係がなく、日本の強さは「政体改革によるが故であり、換言すれば、国会があったが故である」ということが、彼の回答であった。なぜならば、国が強くなる所以は、対外的に国権が強化されることと、対内的に民生を向上させられることという二つにあり、この二つは、国会のない国には求めても得られないものだからである。

日本の国会は、明治二十四年（実際は二十三年十一月二十九日）に開設されたが、その

前に日本の国民がいかなる国会開設の活動をしたのかを、「我が国民今日宜しく鑑と為すべし」という。彼は、自由民権運動期の国会開設請願を一つの参考とすべき先例として見ていたのである。なお、彼は、『新民叢報』に掲載した「日本予備立憲時代の人民」という論説は、日本が国会を開設する前の社会現象を述べたものであり、国会運動の方法に着眼した本論説と異なり、両文章を混同しないようにと付言した。このことから、彼が明治の国会開設運動の展開方法に特に注目していたことが伺える。

### (一) 「輿論胚胎時代」

これは、征韓論分裂—板垣退助らの下野—民選議院設立建白—民選議院論争といった一連の出来事についての紹介である。彼が紹介の後に書き添えた、この「輿論胚胎時代」についての見解には、この時期から得た三つの参考とすべき点が示されている。一つは「民選議院の設立は、国民的運動をもって政府を責めるに足らざるなら、獲得し得ない」ということである。つまり、彼の見たところ、板垣・副島らが連名で提出した建白には、教人が署名していたものの、「個人的活動」に過ぎず、「国民的」という意味が含まれていなかったのである。

二つ目は、建白は「建言であり、請願ではなかった」という。つまり、建白書は国民の資格から政府に対して参政の権利を要求しようとしたものというより、むしろ、政府の立憲尚早説を批判し、国を救う上策として民選議院の設立を訴えたものである。言わば中国の上書と似たような、建言というべきものであり、請願とは言い難い。「国民的運動」の中の請願ではなかったこの建白は、政府を責めることにはならず、民選議院の成立は得られないのも当然だったのである。

三番目は建白が「輿論を胚胎した」という世論生成の効果が出たことである。議会制度の導入についての関心が広まり、その後続く実際の活動（立志社・愛国社等の活動）がなければ、恐らく今なお日本には民選議院が存在していなかったであろう、と熊範輿は強調している。

熊範輿は、当時の日本と比べれば、今中国は「国会問題はすでに世論に宣伝されている

のみならず、国民からその動機がすでに沸き上がっており、<sup>ほつほつ</sup>勃々としてやまない」という状況にあり、「吾は建言という方式を求めず、国民の資格を以て直接政府と談判するがよし」と述べる。これは、直ちに政府への直接の請願運動を起こすべきだという判断があったことを意味するであろう。

## (二) 「民権涵養時代」(原文：民権滋養時代)

これは即ち、愛国公党設立から土佐立志社設立、西南戦争、土佐立志社建白にかけての約四年間のことである。熊範興によれば、後に民権思想を発達させ、ついに国民的運動によって政府に要求し、国会開設に成功したのは、板垣らが自由民権思想の研究・討論に専ら力を注いだこの「民権涵養時代」があったからこそである。

熊範興は「我が中国における今日の国民権利の説は、全国に知れ渡らせる必要がなく、すでに中流社会の多くに盛んに伝わっている」と述べ、日清戦争、日露戦争以来、国民権利を宣伝する言論が頻に出てくるようになっており、立志社のしたことは我が国にとってすでに「過去の事」となっている。即ち、中国は権利思想の宣伝期から行動期に移りつつあると考えていた。彼は、「我が国民一再遅々として追隨者が現われないと憂える勿かれ」と述べたが、これは、中国でも国民的運動を起せば追隨者が現われるであろうということである。

この時期の片岡健吉の上書は、立志社を代表するものであり、個人の行動ではなく、前の建白より「一步進んだ」ものであったが、成功しなかった。その理由について、熊は、「立志社というのはただ一党派を代表するに足るが、国民を代表するに足らぬ」からであると述べている。彼の見解では、党派には政府に対して権利を要求する「理」がない故に、上書しかできなかったのである。政府が党派の上書に応えなくても、党派には何のなす術もなく、しかも政府によって解散を強られる可能性がある。それ故、党派の名ではなく、「国民の名を以て直接進行するに如かず、党派は鼓吹・支持を為し、実際に動かす働きを果たす」という方法が望ましい。なぜなら、党派の中には国民がおり、その国民の名を以て要求すれば、政府は国民を解散させることができないというのである。そして、国民と

党派の関係について、彼は、国民は各地域にいるので、ある地域が失敗したとしても、別の地域が引き続いて行動を起こすことができるが、そのように、運動を継起的に継続するに当たって、党派の働きが鍵となるという考え方を強調した。

### (三) 「運動勃興時代」

これは愛国社再興以降、第二次大会、第三次大会、岡山県の国会開設請願、国会期成同盟結成に至る時期のことである。この時期に請願運動が継続したのは、彼に言わせれば、党派がその枢軸となっていたからである。「名を連ねて国会開設を要求したのは地方代表ではあったが、実際に指揮したのは党派・団体であった。党派は政府と直接関わらなかったため、政府も党派を撲滅することができなかった」。しかし、地方代表は請願を繰り返したり、他の地方代表と一緒にあったり、別々になったりすることができる。しかも、帰って各地に散らばれば、政府は一つ逮捕することができない。地元では、代表たちは依然として党派に属し、すぐ再起できる。政府はこうして休む暇がなくなったのである。

熊範興は「我が国は、今日、政治的な団結がすでに漸次に発生しており、実際に活動し、政府と談判する期は遠くに在らず」という見通しを示し、「実際に進める方法にこれを鑑とせざるべからず」と主張した。つまり、地方の名義で国会開設を請願することと中堅党派が鼓吹・支持し、以て進行方法を指導することである。

### (四) 「期限確定時代」

これは国会期成同盟結成後から大隈重信の国会開設建議書提出、北海道官有物払い下げ問題、天皇の東北・北海道巡幸、国会開設の詔勅の発布までの時期である。熊範興は国会開設期限を確定した詔勅の発布を、国民的運動がもたらした結果と見ており、従って、我国の国民的運動の氣勢をいかに盛んにするのか、まさにその手本となり得るとした。<sup>(9)</sup>

## 三、両運動の方法論的共通点

熊範興には、明治政府内部で国会開設の議論が進められている点や、下野した板垣ら旧

政府関係者には国会開設要求による反政府勢力の結集と政府打倒という動機が隠されていた点などへの注目が乏しいが、民間がいかに関心を持って政府に国会の開設を働きかけたかという視点から捉えた「輿論生成－思想涵養－運動勃興－開設期限確定」の筋道は的確な把握であると思われる。

更に注目すべきなのは、彼が日本の近代化初期を「請願運動→国会開設→政体改革→強国日本」という図式で理解する、その歴史認識である。これは単に近代国民国家に向かう道において、政体改革、その要としての国会開設がなくてはならないという認識のみならず、歴史過程を切り開いたのは民衆、とりわけ中流社会であり、またそうなるべきであるという考え方があったことを示すと思われる。同時代の知識人たちには、恐らくそのような歴史感覚が広く共有されていたといえることができるであろう。

では、熊範興の把握したところの自由民権期の国会開設運動の筋道は、清末の国会開設請願運動の展開過程と、どのような類似点があったのであろうか。運動の結果として国会が開設されたかどうか、またその国会は国民主権的なものであったかどうかを別として、少なくとも、方法論的には下記のいくつかの共通点が見られる。

#### 1. 「国民的運動」を目指すこと。

九月二十五日の請願書には、百数人が連名したとされる。しかし、後の請願は国民的規模の運動を目指して行われたものと考えられる。しかも、多数の人の署名を集めるという方法が続けて用いられていた。

#### 2. 建言ではないこと。

熊範興らが提出したものは、そのタイトル「民選議院請願書」からもわかるように、官僚や庶民の個人の立場から政府に対して献策したものではなく、具体的な「要求」が盛り込まれている「請願」である。後に、「請願」はよく使われる言葉となる。

#### 3. 世論を喚起すること。

一九〇七年のその時点で、熊範興は勿論、「金鉄主義説」を発表した楊度も、国会の必要性を宣伝していた。もう一人、運動の理論的指導者である梁啓超も国会開設の宣伝に同



意していた。そして、九月二十五日の請願書呈上、翌年三月十日湖南省の請願、七月からの各省の請願、国会開設の世論はまさにその時から、次第に盛り上がっていったのである。

#### 4. 党派の名義ではなく、国民の名義で請願すること。

確かに、九月二十五日の請願は全部個人の連名であった。その後の請願は、政治結社の打電もあったが、大体、地方や諮議局、自治団体、商会などの名義による請願であった。

#### 5. 党派が運動の指導・展開の枢軸となること。

熊范輿はその時、憲政講習会の会長であった。翌年三月十日の湖南省の請願も憲政講習会が改名した後の憲政公会が中心になって推し進めていたのである。その後の各省の請願には、政聞社や予備立憲公会、国会期成会、地方政社が関わっていた。諮議局成立後、各省諮議局連合会や請願速開国会同志会（後の請願即開国会同志会）、国会速開期成同志会という請願運動展開のための組織も現われた。その後の請願は、各地の政社や商会、教育会などが請願書を直接提出する形が目立った。

要するに、それからの国会開設請願運動の展開に結び付くような基本的な形態・方法がすでに提起されていた。国会開設請願に向けて、方法的にその兆しを熊范輿の「日本国民之国会運動」から見るができるということから考えれば、請願者たちが認識した明治日本の国会開設請願運動の筋道は、清末の国会開設請願運動においても踏襲すべき前例として理解されていたと言えよう。

## 結び

請願書提出後、十月四日の『盛京時報』には「国民政治請願の前ぶれ」という記事が掲載されている。同じ内容のものが十月七日の『申報』にも見られる。ただ「都察院代通湘紳議院条陳」（都察院、湘紳の議院具陳代理呈上す）というタイトルが異なる。報道内容は次の通りである。

八月十八日（西暦九月二十五日）、都察院が士民の民選議院開設を求める一書を代

理呈上した。万言の大文章であった。聞くところによれば、これを呈上したのは留日学生<sup>ア</sup>の憲政会が公に選んだ代表員熊范興、沈鈞興<sup>ア</sup>（儒）、恒鈞、雷光宇などである。書の中に署名者百余人、求める条件は甚だ多い。もっとも民選議員<sup>ア</sup>（院）を重んじる。これは実は所謂我が国の人民の政治請願の嚆矢である。(10)

このように、熊范興らの行動は、政治的目標を持って行われた、最初の請願活動である  
と見做されたのである。

更に、一九〇八年四月十六日の『申報』では、熊范興らが果たした役割は、世に先駆けて  
民選議院の開設を訴えた、板垣退助・副島種臣らに譬えられている。(11)

請願書の内容は、要旨を掲載した『申報』を除き、ほかの『盛京時報』、『大同報』、  
『中国新報』は、全文が掲載されている。その中の『大同報』第四号（一九〇七年十一月  
十日発行）は、掲載した請願書全文のすぐ後に、烏澤声<sup>(12)</sup>の奥書きが記されている。

その冒頭で、烏澤声は今回の請願書提出を、我が国民の少数団体による政府への第一次  
宣戦として、「数千年専制政体の下に屈伏させられてきた人民が一気に立ち上がり、手を  
携えて政府と正当の折衝を行い、国民を代表する機関の早期設置を希望する。これは憲政  
実行の先導として我が国有史以来の破天荒の挙動である」<sup>(13)</sup>と意義づけていた。

烏澤声は請願書一つで立憲の目的が達成できるとは述べていないが、もし国民がここで  
怯んで、目的が達成できないとすれば、国民の「不武」-弱い勢いが原因であるという見  
解を示していた。二十世紀の今、民権の勃興が「神聖不可侵」の勢いを呈し、我が国民が  
倒れても後に続き、死んでも立ち上がり、その血を以て憲法の条文とし、白骨を以て議院の  
基礎を築くことができれば、もはや腐敗・無能の政府も専制体制を維持し得るはずはない  
という彼は、このように、弛むことなく要求し続けることの重要性を強調した。

彼は、日本の片岡健吉らが再三請願して始めて国会が開設され、そして今日の日本があ  
るのは、実は国会開設請願の時に見せた日本国民の「勇敢さ」によるものであったという。  
それ故、日本のように国家の富強を実現し得るか否かは、国民が日本国民と同様の根強い  
「勇氣」を持っているかどうかによって決定されるという。

要するに、烏澤声は、日本の国会開設請願運動から、国会開設を勝ち取った精神面の要件として不可欠な「国民的勇氣」というようなものを見出し、日本の請願運動の経験に見習って体制の改革と国家の富強に繋がるその「国民的勇氣」の継続的な発揚を呼び掛けたわけである。熊范輿が日本の国会開設請願運動から方法論的に参考とすべき点を見出したのに対して、烏澤声が精神的要件を見出した点において、彼の議論の意義が求められるのではなからうか。

熊范輿らの請願書提出に関する新聞の報道や烏澤声の議論からも伺えるように、「請願」という方法に対する肯定的意見がすでに出されていた。このことを、それからの運動展開において「請願」という方法のさらなる定着・発展が見られること、及び日本の国会開設請願運動から見出された方法論的共通点があったことと合わせて考えれば、熊范輿が日本の国会開設請願運動を検討し、その参考とすべき点を紹介・宣伝した「日本国民之国会運動」という論説は、明治自由民権期の国会開設請願運動と清末の国会開設請願運動とは、清末の一部の知識人たちが前者の展開方法を批判的に吸収・受容した点において、接点があったことを示すものであったと言えよう。

注

1. 張玉法著『清季の立憲団体』（中央研究院近代史研究所、中華民國六十年四月初版、七十四年二月再版）三七一頁参照。
2. 法政大学史資料委員会編集『法政大学史資料集 第十一集 法政大学清国留学生法政速成科特集』（法政大学、昭和六十三年三月）一四五頁参照。
3. 侯宜杰著『二十世紀初中国政治改革風潮—清末立憲運動史』（人民出版社、一九九三年四月）一二八～一三〇頁参照。
4. 北京支那研究会編『最新支那官紳録』（富山房、大正七年八月）。
5. 前掲注1の張玉法著『清季の立憲団体』では、一九〇七年の請願に論及しており、こ

れを「我が国初めての国会開設請願運動」と述べている。三七一頁の原文は「（前略）此次上書雖無結果然為我國請願開国会的第一次」となっている。

6. 「立憲應如何予備施行准各條舉以聞論」故宮博物館明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』上冊（中華書局、一九七九年七月）四十四頁参照。原文はこうである。「（前略）除原許專摺奏事各員外，其餘在京呈由都察院衙門，在外呈由各地方大吏詳加甄覈取其切實正大者選錄代奏。」
7. 「湖南即用知縣熊范興等請速設民選議院呈」前掲注6『清末籌備立憲檔案史料』上冊及び「民選議院請願書」『大同報』第四号参照。原文は次の通りである。「（前略）職等顧念時局，実深危懼，謹循人民請願之義，瀝陳草莽衷訴之忱，仰懇皇太后、皇上下体輿情，早定大計，俯賜採納，降旨施行。」
8. 「汴人議立国会之運動」『盛京時報』一九〇八年四月十七日。
9. 「日本国民之国会運動」『中国新報』第六号、七十三～八十九頁参照。
10. 原文は次の通りである。「八月十八日由都察院代遞士民請求開設民選議院一書洋洋万言，聞上此書者係留日學生憲政會公舉代表熊范興、沈鈞儒、恒鈞、雷光宇等到京呈遞，書中署名者百余人。所請求之条件甚多，而最注重於民選議員，是实可謂為吾国人民政治請願之嚆矢矣。」
11. 原文はこうである。「熊雷兩人登高一呼，全国震動，論其功用，幾予日本政党之副島種臣、板垣退助実相伯仲。」
12. 陳玉堂編著『中国近現代史人物名号大辞典』（浙江古籍出版社、一九九三年五月）によれば、烏澤聲（一八八三？～？）は吉林省出身、字が謫生で、日本早稲田大学卒、『大同報』社長を勤めた人物であるという。
13. 『大同報』第四号、一八二～一八四頁参照。原文は次の通りである。「（前略）以蟻伏数千年專制政体下之人民，一旦奮興蹶起，聯福結袂与政府開正当之談判，冀早建設代表国民之機関，為实行憲政之先導，詢我中国有史以来破天荒之舉動也。」